

第9回厚生文教常任委員会会議記録

開 閉 会 日 時	令和4年9月12日（月曜）		午前 9時30分 開会	
	休 憩 9:45-48 10:49-11:05 11:20-22 11:27-30			
	午前 11時39分 閉会			
	休憩時間：0時間24分		会議時間：1時間45分	
会議場所	3階委員会室			
出席委員 氏 名	委員長	渡辺洋一郎	委員	正村紀美子
	副委員長	黒田 栄継	委員	堀切 忠
	委員	常通 直人	委員	橋本 和仁
	委員	西尾 一則		
	委員	柴田 正博		
説 明 員	健康福祉課長	大野 邦彦		
	保健推進係長	吉川 泰子		
	保健推進係主査	竹内 名恵		
参 考 人	帯広民主商工会 芽室班 福良幹男		帯広民主商工会 熊田 和真	
欠席委員 氏 名				
事務局職員	事務局長 安田 敦史	総務係長 佐藤史彦	総務係主査 上田瑞紀	
『会議に付した事件と会議結果など』				
1 開 会				
委員長が開会を告げ、事務局から本日の委員会の日程を説明する。				
2 議 件				
(1) 調査事項				
ア 新型コロナウイルスワクチンの接種状況等について 資料 1-1、1-2				
・健康福祉課長：資料説明＜令和4年度第7回厚生文教常任委員会（8月2日）以降の確定及び変更点について説明。主に、4回目追加接種、3回目追加接種、初回接種（12歳以上・5歳～11歳、6か月～4歳）、接種体制、オミクロン株対応ワクチン、接種状況（9月8日現在）の説明＞。				
・委員長：意見・質疑はないか？				
・橋本委員：5～11歳の接種率が低下している中、今般、接種努力義務となったが、町の新たな取り組みは？				
・課長：地道ながら接種は増えている実態である。保護者の意向、学校行事の合間をぬって接種する実状等、様々な要因が考えられるが、希望者に対しては、適時・的確に接種ができるように努めていく姿勢である。				

- ・正村委員：オミクロン株対応ワクチンの接種は、実際はいつ頃からか？
- ・課長：ワクチン承認の時期がまだ確定していないため、現時点で明言できないが、情報が入り次第、速やかな対応に努めたい。
- ・常通委員：オミクロン株対応ワクチンについて、従来型ワクチンとの区分等の住民周知は？
- ・課長：接種実績に応じた個別通知の中で、それぞれに区分した情報を送付することを考えている。
- ・委員長：他にないか？
- ・（意見・質疑なし）
- ・委員長：以上で調査事項「ア」を終了する。

(2) 審査事項

ア 陳情第 13 号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」の提出を求める陳情 資料 2

- ・委員長：陳情の提出者（参考人）から陳情趣旨について説明を求め、その後、委員から質疑を行うこととする。
- ・参考人（福良）：（陳情趣旨説明）
- ・委員長：委員から質疑を受ける。
- ・西尾委員：課税売上高 1 千万円以下の業者に係る「影響」とは、具体的に何を主張するものか？
- ・参考人（熊田）：総じていえば、微々たる経費かもしれないが、課税事業者とならなければ不利益を被る可能性が高く、そのために、新たな負担と経費が発生することを主たる影響と考えるところである。
- ・橋本委員：十勝の第一次産業（基幹産業の農業等）への影響は大きいとあるが、具体的には？
- ・参考人（熊田）：農業者間での取引の際に、この影響が発生するものである。また、機械利用組合等の構成員が登録業者になることが必要となるものである。
- ・橋本委員：陳情の趣旨には「中小企業や個人事業主の事業存続と再生、引いては、日本経済振興のため」に中止を強く求めると謳っているが、国として、別途、コロナ対策に多額の経費をねん出している。この背景と今回の陳情の趣旨の整合性は？
- ・参考人（熊田）：消費税の当初の趣旨は「預り金」である。ただし、実態は、国のミスリードも相まって、そうなっていないことが問題の一つと捉えている。また、他の各種税制度においても、様々な矛盾が生じている実状であることも大きな課題として捉えている。
- ・常通委員：インボイス「中止」を求める趣旨であるが、「延期」とか「緩和」と定義しなかった理由は？
- ・参考人（熊田）：仮に延期が実現したとて、制度の導入は免れない。すでに、中小企業や個人事業主の中には、生計を維持できるか否かの不安に包まれて、この制度に脅かされる市民が存在することなどから、「中止」の定義を選択としたもので

ある。

- ・西尾委員：国は2,480億円の税収増を見込んでいるが、この陳情は、それを反対する趣旨か？
- ・参考人（福良）：自分事で申し上げますと、現時点でも生計を維持するのに、とても困難な状況である。光熱水費の節約をはじめ、営業時間も限定するなど工夫しても何ら改善すべき要素は見当たらない。その中で、今回の強引な制度の導入を阻止したいということが率直な思いである。
- ・参考人（熊田）：過酷な生活を強いられている零細業者が、さらなる負担によって（西尾委員が発言の）国の税収増に関与させられてしまう見込みがある。個人タクシー、スナック経営、生命保険外交員等々は、課税事業者になって、インボイス番号を取得しなければならない。また、制度も難解な部分もあり、これを読み解くことの個人事業者への負担は大きい。大きな会社組織とは異なり、事務負担の増大も見逃ごせない要素であることを御理解いただきたい。
- ・堀切委員：1千万円以下の事業者に対する実際の事案を承知されていれば、説明いただきたい。
- ・参考人（熊田）：そもそも、一般市民がインボイス制度を認識、理解しているとは言えない状況である。新聞・テレビ等での報道もほぼされておらず、想定できるのは、制度が開始されてから、慌てた対応に余儀なくされることを懸念している。
- ・黒田委員：同じ免税事業者間においても、内在する消費税の差があるが、このような違いに係る見解を伺う。
- ・参考人（熊田）：業種や業態によっては、現行制度にあっても、8%と10%の取扱の差が実在することは認識している。
- ・黒田委員：当該制度は、これまで埋めきれなかった税負担の公平・公正さを改めて担保する意味もあり、世界各国で導入されていると解する。また、別の視点として、インボイス導入に係る経理事務等の負担軽減として、関連ソフト等の開発も進んでいるが、これを踏まえても制度中止を求めるものか？
- ・参考人（熊田）：高齢者や職人等にあっては、新たなソフトへの関与を敬遠してしまうことも現実問題として存在する。また、新たな導入経費も決して安価でないことから、事務負担軽減につながるとは考えていない。
- ・黒田委員：特定の職種の方が経理に不慣れという概念を固定化せずに、相互に支援等を講じることもひとつの方策かもしれないと考える。
- ・参考人（福良）：一例を出すとパソコンという機器操作は、全世代が当然のごとくできる共通の手法ではない。時代が便利に変わっていったとしても、便利な環境に足並みをそろえて全員が移行するとは言い切れない。それぞれに置かれている習慣の中で、日々の生活を送ることができるように、その方法を模索している存在いることを理解していただきたい。
- ・黒田委員：経過措置に関する見解は？
- ・参考人（熊田）：排除されてしまう懸念については、経過措置を恩恵とは受け止めることができず、何ら変わらないものと解している。
- ・委員長：他に質疑はないか？

- ・(質疑なし)
- ・委員長：その他、質疑がなければ、参考人に対する質疑を終了とする。
- ・委員長：陳情審査について再度議題とする。自由討議はあるか？
- ・黒田委員：参考人の陳情趣旨は理解できた。プラスとマイナスの面があることも理解できた。制度の中止を求めることが、是か否かも迷うところである。今後、追加で調査することができるか否かも含めて、迷うところである。
- ・西尾委員：ひじょうに難解な内容であり、判断に苦慮するところである。
- ・橋本委員：税制度であり、適正かつ公平な納税義務と捉えている。
- ・委員長：他にないか。
- ・柴田委員：結論を出す前に、もう少し調査を深める方法について、委員の意見を伺いたい。
- ・堀切委員：制度自体の認識と理解が十分とは言えない状況であり、私も調査を深める時間が必要と考える。
- ・委員長：他に意見はないか？
- ・(意見なし)
- ・委員長：なければ、引き続き、調査を行うことで決定する。以上で審査事項「ア陳情第13号」を終了する。

イ 陳情第12号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書」の提出を求める陳情 資料3

- ・委員長：今件の陳情審査については、コロナ禍を加味し、陳情提出者の出席による質疑は、提出者の意思を尊重するとしたため、事務局を通じて本人に確認したところ、願意は提出陳情のとおりであり、出席辞退の意思表示があったことから、参考人質疑を割愛し、委員間自由討議を行う。自由討議はないか？
- ・黒田委員：例年の陳情であり、内容・趣旨も理解できる。ただちに討論、採決を行うべきと考える。
- ・委員長：他にないか？
- ・委員長：自由討議を終了し、引き続き討論を行う。討論はないか？
- ・
- ・正村委員：(正村委員討論内容) 以上のことから、陳情第12号の趣旨及び願意については、妥当であることを申し上げ、賛成討論とする。
- ・委員長：他にないか？
- ・(討論なし)
- ・委員長：以上で討論を終了する。採決を行う。本陳情を「採択すべきもの」とする委員の挙手を求める。
- ・(委員挙手)
- ・委員長：挙手全員と認める。したがって、本陳情は「採択すべきもの」と決定する。ただ今から、陳情審査報告書及び意見書案を作成するため、11時30分まで休憩と

する。

・(休憩)

・委員長：休憩を取り消し、委員会を再開する。陳情審査報告書を副委員長から朗読願う。

・黒田副委員長：陳情第12号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書」の提出を求める陳情の審査結果について報告する。

本陳情については、9月1日の本会議において当委員会に審査が付託され、本会議終了後、12日の2回にわたり委員会を開催し、コロナ禍の状況を考慮し、事前に陳情者の意向を確認したうえで審査を行った。

自由討議では、陳情の趣旨、願意に対する肯定的な意見が示され、その後の討論においては、「憲法第26条では、教育の機会均等および義務教育について、それぞれ規定している。教育基本法では「一人ひとりが大事にされ、個性や能力を発展させることこそが、社会の発展につながる」とされている。

今、教育現場では、いじめ、不登校、教育格差、教職員の長時間労働など極めて深刻な状況にある。本町では、少人数学級や児童生徒の支援に取り組むため、臨時教諭や教育指導助手および学校支援員の配置を実施している。また、増加傾向にある不登校児童生徒へは町独自の支援システムを構築し、多様な学びを保障している。教職員の長時間勤務においては、教職員の業務負担を軽減し、児童生徒と向き合う時間を確保するため、今年度「校務支援システム」を導入したところであるが、今後も安定して事業を継続していくためには、国による支援は欠かせない。国庫負担率2分の1への復元は、憲法に保障された「教育の機会均等」と「教育の無償化」という義務教育の根幹を支えていく制度であることから、本陳情の趣旨および願意は妥当である。」との賛成討論があり、採決を行った結果、全会一致で「採択すべきもの」と決定したものである。以上、厚生文教常任委員会の陳情審査報告とする。

・委員長：ただいま朗読の陳情審査報告書に対し、意見等はないか？

・(意見なし)

・委員長：意見なしと認め、決定する。なお、軽微な文言修正等がある場合は正副委員長に一任いただくことで異議ないか

・(異議なし)

・委員長：決定とする。次に意見書案を副委員長から朗読願う。

・黒田副委員長：義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書。義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度である。この制度における国の負担率が2006年に2分の1から3分の1に変更された。

教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を2分の1へと復元することが重要である。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜

本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠である。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において段階的に35人以下学級が実現することとなった。しかし、中学・高校については依然として「検討」にとどまっている。

さらに、小学校高学年の教科担任制および小学校における35人学級実現のための教職員定数改善が4,690人であるのに対し、自然減や配置の見直しなどにより6,912人の減少となっており、教職員増とはなっていない。早急に「30人以下学級」を実現し、実質的教職員増としていく必要がある。

2021年12月に文科省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、全国で14.52%（7人に1人）、北海道においては全国で8番目に高い18.30%（5人に1人）となっており、依然として厳しい実態にある。また、教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じている。

さらに、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要がある。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現など、以下の項目について、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう、以下の事項を強く要望する。

- 1 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とすること。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育国庫負担金の負担率を2分の1に復元すること。
- 2 「30人以下学級」の早期実現に向けて、小学校1年生から中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。当面、中学・高校への「35人以下学級」拡大をすること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図ること。
- 3 保護者負担の解消や、図書費などについては国において十分な確保、拡充を行うこと。
- 4 就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度の拡大など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

- ・委員長：ただいま朗読の意見書案に対し、意見等はないか？
- ・（意見なし）
- ・委員長：意見なしと認め決定する。審査報告書同様に軽微な文言修正等がある場合は正副委員長に一任いただくことで異議ないか？
- ・（異議なし）

・委員長：決定とする。以上で審査事項「イ 陳情第 12 号」を終了する。

3 その他

(1) 次回委員会の開催日程について
正副一任とする。

(2) その他
委員、事務局ともになし。

以上をもって、厚生文教常任委員会を終了する。

傍聴者数	一般者	2名	報道関係者	0名	議員	0名	合計	2名
------	-----	----	-------	----	----	----	----	----

令和4年9月12日

厚生文教常任委員会委員長 渡辺 洋一郎